

ひのぼら

11 月号

令和 4 年
(2022 年)
No.522

第10回東京ヒルクライム

HINOHARAステージ大会開催

Tokyo Hillclimb HINOHARA Stage
東京ヒルクライム HINOHARAステージ

Aグループ

・・・主な内容・・・

令和4年度上半期財政状況の公表	2
全国一斉の緊急情報伝達試験のお知らせ	5
檜原村限定のプリペイドカード型商品券配布	7
マイナンバーカードについて	13
婦人がん検診（個別検診）のご案内	16
「避難行動要支援者名簿」同意書提出のお願い	19～20



令和4年度上半期 財政状況の公表

村の財政状況を毎年2回お知らせしておりますが、今回は、令和4年度上半期（4月～9月）の一般会計を中心にお知らせします。

令和4年度の一般会計予算は、上半期2回の補正を行い歳入・歳出とも、36億6,408万4千円（繰越事業73,372千円を含む）となっています。

令和4年度 上半期収支状況

(単位：千円)

会計別	予算額			収入済額	収入割合	支出済額	支出割合	備考	
	当初	補正	計						
一般会計	3,500,000	164,084	3,664,084	<500,000> 1,728,754	(%) 47.2	<209,000> 1,093,902	(%) 29.9	・収入の〈 〉は、一時借入金 ・支出の〈 〉は、特別会計に一時繰出	
特別会計	国民健康保険特別会計	331,000	21,941	352,941	116,517 (28,000)	33.0	118,084	33.5	
	事業勘定直診勘定	220,000	△655	219,345	50,849 (32,000)	23.2	86,850	39.6	
	簡易水道特別会計	188,000	711	188,711	24,332 (36,000)	12.9	56,672	30.0	
	都民の森管理運営事業特別会計	127,000	7,682	134,682	7,556 (86,000)	5.6	49,363	36.7	
	下水道事業特別会計	197,000	10,875	207,875	34,711	16.7	99,975	48.1	
	介護保険特別会計	464,000	41,487	505,487	207,478 (17,000)	41.0	168,185	33.3	
	介護サービス事業特別会計	45,000	2,453	47,453	12,745 (10,000)	26.9	33,554	70.7	
	後期高齢者医療特別会計	93,000	2,190	95,190	17,399	18.3	29,525	31.0	
	合計	5,165,000	250,768	5,415,768	2,200,341	40.6	1,736,110	32.1	

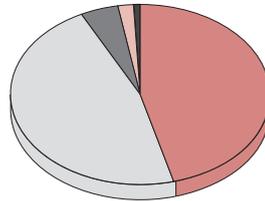
※特別会計の収入済額欄に記載してある〈 〉は、一般会計からの一時繰入額です。

※一般会計には繰越事業費(73,372千円)が補正欄に含まれています。

村税の状況

(単位：千円)

科目	予算現額	収入済額	収入率(%)
村民税	96,895	53,752	55.5
固定資産税	98,219	67,903	69.1
軽自動車税	9,810	8,928	91.0
村たばこ税	3,931	1,831	46.6
特別土地保有税	1	0	0.0
入湯税	1,617	767	47.4
合計	210,473	133,181	63.3



■ 村民税
■ 固定資産税
■ 軽自動車税
■ 村たばこ税
■ 特別土地保有税
■ 入湯税

歳入

(単位：千円)

科目	予算現額	収入済額	収入率(%)
村民税	210,473	133,181	63.3
地方譲与税	42,780	19,648	45.9
利子割交付金	200	124	62.0
配当割交付金	1,200	421	35.1
株式等譲渡所得割交付金	700	0	0.0
法人事業税交付金	5,300	3,984	75.2
地方消費税交付金	40,000	26,364	65.9
自動車取得税交付金	1	0	0.0
環境性能割交付金	2,000	724	36.2
地方特例交付金	102	102	100.0
地方交付税	1,404,370	919,217	65.5
交通安全対策特別交付金	600	693	115.5
分担金及び負担金	2,334	1,216	52.1
使用料及び手数料	34,277	17,411	50.8
国庫支出金	259,182	13,597	5.2
都支支出金	1,382,136	367,915	26.6
財産収入	6,994	1,569	22.4
寄附金	9,050	8,986	99.3
繰入金	41,603	0	0.0
繰越金	212,657	212,658	100.0
諸収入	142,025	943	0.7
村債	12,907	0	0.0
合計	3,810,891	1,728,753	45.4
一時借入金	—	500,000	—
合計	—	2,228,753	58.5

歳出

(単位：千円)

科目	予算現額	支出済額	支出率(%)
議会費	73,376	36,693	50.0
総務費	1,030,711	408,436	39.6
民生費	722,132	199,887	27.7
衛生費	326,636	127,055	38.9
農林水産業費	532,604	64,909	12.2
商工費	106,258	31,194	29.4
土木費	359,223	21,358	5.9
消防費	178,116	44,579	25.0
教育費	262,298	95,440	36.4
災害復旧費	44,570	13,757	30.9
公債費	101,215	50,594	50.0
諸支出	58,947	0	0.0
予備費	14,805	0	0.0
合計	3,810,891	1,093,902	28.7
一時繰出金	—	209,000	—
合計	—	1,302,902	34.2

※1,000円未満の数値は端数調整していますので、実際の額と異なる場合があります。

※繰越事業費(73,372千円)が含まれています。

令和4年度檜原村一般会計当初予算

消費税引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月から消費税及び地方消費税が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員人件費は除く）に充てるものとされています。

令和4年度檜原村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 23,874 千円
 【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 653,585 千円

（単位：千円）

区 分	事 業	予 算 額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一般財源	うち地方消費税交付金（社会保障財源化分）
			国都支出金	地方債	その他		
社会福祉	社会福祉事業	34,808	20,367	0	0	14,441	1,833
	障害者福祉事業	129,440	97,207	0	0	32,233	4,091
	老人福祉事業	40,120	18,405	0	0	21,715	2,756
	児童福祉事業	176,137	122,063	0	1,561	52,513	6,665
	小 計	380,505	258,042	0	1,561	120,902	15,345
社会保険	国民健康保険事業	43,369	31,286	0	0	12,083	1,534
	後期高齢者医療事業	54,442	44,158	0	0	10,284	1,305
	介護保険事業	89,606	70,000	0	0	19,606	2,488
	小 計	187,417	145,444	0	0	41,973	5,327
保健衛生	保健衛生事業	66,610	54,060	0	0	12,550	1,593
	予 防 事 業	7,268	5,498	0	0	1,770	225
	成人保健事業	11,785	876	0	0	10,909	1,384
	小 計	85,663	60,434	0	0	25,229	3,202
合 計	653,585	463,920	0	1,561	188,104	23,874	

※予算額欄は、各事業費から事務費や事務職員人件費を除いた額を計上しています。

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

決算審査

1 審査の対象

- (1) 令和3年度檜原村一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和3年度檜原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和3年度檜原村簡易水道特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和3年度檜原村東京都都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和3年度檜原村下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和3年度檜原村介護保険特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和3年度檜原村介護サービス事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和3年度檜原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和3年度檜原村基金運用状況

2 審査の期間

令和4年8月15日(月)・8月16日(火)・8月23日(火)

3 審査の手続

村長より提出された令和3年度各会計の決算書の計数に誤りはないか、予算の執行が関係法令に則り適正かつ効率的になされているか等に主眼をおき、関係諸帳簿と証拠書類との照合を行い、必要に応じて、関係職員の説明を求めるとともに、現地調査も実施し審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された令和3年度各会計の決算書類は、関係法令に準じて作成されており、関係諸帳簿及びこれに関する書類等との照合の結果、決算の計数は、いずれも符合し、内容も適正と認められた。

又、財産の運用状況についても、基金にあっては、より有利で安全かつ確実性のある適切な管理がなされていると認められた。

※報告書全文については、檜原村ホームページで閲覧することが出来ます。

例月出納検査

1 審査の対象

令和4年度8月分 檜原村一般会計及び7特別会計

2 審査の期間

令和4年9月26日(月)

3 審査の手続

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査する。

4 審査の結果

令和4年度8月分、一般会計及び7特別会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていた。

◎ 問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

お知らせ

防災行政無線などを用いた全国一斉の緊急情報の伝達試験のお知らせ

檜原村では、地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。
この試験は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T（ジェイ・アラート））（※）を用いた試験で、檜原村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達試験が行われます。

試験実施日 **11月16日（水） 午前11時頃**

試験で行う内容

情報伝達手段	内 容
①防災行政無線の放送	村内34箇所に設置してある屋外の防災行政無線及び各家庭に配付してある個別受信機から、次の放送内容が一斉に放送されます。 【放送内容】 防災行政無線チャイム + 「これは、ジェイ・アラートのテストです。」 × 3 + 「こちらは、ぼうさいひのはらです。」 + 防災行政無線チャイム
②行政情報等メール配信サービスによるメール配信	檜原村行政情報等メール配信サービスにご登録を頂いている方には、次の内容のメールが登録されているメールアドレスへ送信されます。 【送信内容】 「試験送信」 「全国一斉の緊急情報伝達試験を実施しています。檜原村では、防災行政無線による放送及び行政情報等メール配信サービスを実施しています。」

（※）J-A L E R T（ジェイ・アラート）とは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 212・216

お知らせ

〈広告〉

消防・防災全般

備えあれば憂いなし！

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 きしの防災

東京都知事許可(般28)第83107号
〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11
TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462
E-mail k.bousai@if-n.ne.jp

季節折々のお弁当・オードブル・お料理をお届けします

仕出し たつ州

檜原村 2005 代表 岡部 竜州

- !! お祝い・法事・法要
 - !! イベント&自治体の会合
 - !! ご友人&ご親族の集まり
- 様々な用途にご利用頂けます

檜原村内配達OK
(車両乗入れ可能な場所)

LINEから相談・ご注文できます

個数やご予算などお気軽にご相談ください！
☎ 080-7227-8781



友だち追加
↓
検索
↓
ID @006wyyqx

檜原学園マラソン大会開催における 交通規制へのご協力のお願い

檜原学園マラソン大会を下記により開催致します。

当日は、午前9時30分から11時30分まで図書館前から中里バス停付近まで交通規制を行います。ご迷惑をお掛けし申し訳ございませんが、ご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。

記

1. 事業名 **檜原学園マラソン大会**
2. 日時 **令和4年11月26日(土)**
午前9時30分～11時30分
3. 場所 檜原村立図書館前～中里バス停付近の区間
4. 内容 **檜原小学校・檜原中学校の児童・生徒によるマラソン大会**
5. その他 雨天時は11月29日(火)に順延し、中学校の校庭で実施いたしますので交通規制は行いません。

◎ 問い合わせ先 教育課学校教育係 内線 221

狩猟がはじまります！

令和4年11月15日(火)から令和5年2月15日(水)(ニホンジカのみ2月28日(火))までは、狩猟期間となっています。山に入る際は赤や黄色などの目立つ色の服や帽子を着用し、獣に間違われぬようご注意ください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

檜原村限定のプリペイドカード型商品券 を配布します

檜原村では、新型コロナウイルス感染症の影響や原油・原材料価格・物価高騰などにより低迷している村内の経済活性化、キャッシュレス決済の推進を目的として、あきる野商工会が実施する『令和4年度秋川渓谷プレミアム付デジタル商品券』事業に併せて、取扱店に登録した檜原村にある事業者のみで使用できる**檜原村限定のプリペイドカード型商品券（20,000円分）**を昨年度に引き続き配付いたします。この機会に、プリペイドカード型商品券を使い、キャッシュレス決済を選択肢のひとつとしてご活用ください。

○事業概要

村内のみで利用できる「檜原村限定」のプリペイドカード型商品券を無償で配布します。

○発行額

1人につき**20,000円**相当のプリペイドカード型商品券（1枚）

○利用可能な取扱店

秋川渓谷プレミアム付デジタル商品券の取扱店に登録した檜原村にある取扱店のみで利用できます。

取扱店については、プリペイドカード型商品券発送時に同封する取扱店一覧チラシ又は村ホームページ等で確認することができます。

○利用期間

プリペイドカード型商品券がお手元に届いてから、令和5年1月31日（火）まで

○対象者

令和4年10月1日現在、檜原村に住所を有する村民の方が対象です。

○発送方法

11月上旬に、世帯主宛てに世帯単位で簡易書留により発送いたします。

◎問い合わせ先

○対象者・発送方法について

企画財政課企画財政係

内線 214

○プリペイドカード型商品券の使用・取扱店などについて

あきる野商工会

TEL 042-559-4511

産業環境課観光商工係

内線 128

令和4年度「秋川溪谷プレミアム付デジタル商品券」 スマートフォン型商品券を2次販売します

あきる野商工会では、檜原村・あきる野市の支援のもと、新しい日常における住民の生活を応援する事業として、村内・市内の店舗で使用できる30%のプレミアムが付いた『秋川溪谷プレミアム付デジタル商品券』事業を実施しています。

8月15日から9月5日まで購入申込みを受け付けていましたが、商品券の購入キャンセルが発生したことから、スマートフォン型商品券に限定して、2次販売を行います。

購入を希望する場合には、事前に申込みが必要で、申込み多数の場合には抽選となります。詳しくは申込専用サイトをご覧ください。

【スマートフォン型商品券の2次購入申込方法】

対象者：檜原村・あきる野市在住者及び在勤者

※既に購入した方も、申し込みができます。

申込期間：令和4年11月24日（木）から11月30日（水）まで

申込方法：申込専用サイトで申し込み

抽選結果（当選のみ通知）：メールで送信

購入方法：当選メールに記載されている購入専用サイトから、クレジット決済で購入

購入期間：12月7日（水）から12月23日（金）まで

【秋川溪谷プレミアム付デジタル商品券の概要】

内容：13,000円分（A券7,000円分・B券6,000円分）のデジタル商品券を1セットとし、10,000円で販売いたします。購入は1人3セットまでとなります。

A券7,000円分：全ての取扱店で利用可能

B券6,000円分：大型店での利用不可

※大型店とは、檜原村・あきる野市に本店登記（機能）がなく、一般の店舗に比べて規模が大きな量販店等とします。

利用期限：令和5年1月31日（火）まで

利用制限：このデジタル商品券は、ビール券、お米券、図書カード、他の商品券、ギフト券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものや、決済収納代行業務に伴う支払い（オンライン商品、配送、チケット等）、国・地方公共団体への支払い（公共料金、社会保険料、介護報酬等を含む）、行政指定のごみ袋、ごみシール、たばこの購入、また、公序良俗に反するものには利用できません。



ホームページ：URL <https://premium-gift.jp/akiruno2022>

◎ 問い合わせ先 秋川溪谷プレミアム付デジタル商品券事務局コールセンター
TEL 0570-200-356

檜原村若年世帯定住促進事業補助金について

「檜原村若年世帯定住促進事業補助金」は、村内において新たに住宅を建築・購入する若年世帯に対して補助金を交付する村の制度です。

補助要件 ①檜原村内に在住する世帯または転入世帯

②夫婦の満年齢が夫婦合わせて90歳未満の世帯

中学生以下の子どもがいる場合は、夫婦の満年齢が夫婦合わせて100歳未満の世帯
単身者の場合は、50歳未満の者

③檜原村内の建築業者が建築した住宅であること

④檜原産の木材を使用した住宅であること

補助金額 建物（建築・購入）価格の15%（転入世帯は10%）限度額100万円

檜原村に親世帯等が1年以上住所を有している場合には、上記の金額に100万円を加算

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

檜原村に住み続けるための 土地造成事業補助金について

檜原村では居住可能な土地が少なく、平坦地に比べて住宅用地の造成工事に係る費用も掛かることから、村内に自己所有の住居を有し、居住している方が引き続き村内に住み続けるために、その住居が建っている土地及び隣接する本人の土地に住居を新築、増改築等を行うための土地の造成工事費の一部を補助します。

補助対象者

村内において10年以上継続して居住し、補助金交付後も引き続き補助対象となった土地にある家屋に居住する意思のある方。

なお、継続して居住するとは、檜原村に住所を有し生活の拠点を置くことをいいます。

造成工事とは

自らが居住している家屋の建替え、増改築等に伴い、新たに必要となる土地（※）の造成工事（石積、ブロック積等）をいいます。

※補助対象者が自ら居住に使用する土地をいいます。

補助金額

村内の建設業者との請負契約を締結し、支払いをした造成工事代金の2分の1（上限100万円）

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556



西多摩地域市町村共催消費生活講座 知っておきたい「キャッシュレス決済」の基礎講座

日常生活で利用できる機会が増えてきたキャッシュレス決済。これから利用を考えている方や、活用方法に不安がある方におすすりめしたい基礎講座です。

- 日 時**：令和4年11月28日（月）午後1時30分から3時まで
場 所：あきる野市役所5階 503会議室（あきる野市二宮350番地）
 JR五日市線「秋川駅」北口下車、徒歩12分
講 師：キャッシュレス推進協議会 鈴木 麻友 氏
対 象：西多摩地域在住、在勤、在学の方
定 員：40人（先着順）
持 ち 物：筆記用具
参 加 費：無料
主 催：西多摩地域消費者行政事務連絡会、東京都多摩消費生活センター
申 込 み：11月10日（木）から、問合せ先に電話でお申し込みください。

◎ 問い合わせ先 あきる野市商工振興課 TEL 042-558-1867（直通）

11月の消費生活相談

一人で悩まずご相談ください [秘密厳守]

商品やサービスの契約・販売で疑問や不審に思うことについて、専門の相談員がお話をうかがい、不安解消や問題解決のお手伝いをいたします。相談内容や個人情報などの秘密は厳守しますので、安心してお越しください。

相談できること

電話勧誘販売 訪問販売 通信販売 一方的な商品の送り付け
 心当たりのないインターネットの請求 契約トラブル 多重債務

その他、消費生活全般について気になっていること、不安に思っていることなどお気軽にご相談ください。

- 日 時** 11月30日（水）午後1時～3時
場 所 檜原村役場3階 302会議室

◎ 問い合わせ先 産業環境課観光商工係 内線 122

税理士による相続税の無料相談会のお知らせ

税の専門家である税理士が、秘密厳守で個別に相続税のご相談に応じます。

ご予約の上、お気軽にお越しください。

日 時 12月7日（水）午後1時30分～4時30分

場 所 檜原村役場3階住民ホール 定 員 6人（予約先着順）1人30分

◎ 問い合わせ先 青梅税務署総務課 TEL 0428-22-3185
◎ 予 約 村民課村民保険係 内線 111・115

司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、空家、老後の相談、その他法律問題などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催いたします。お気軽にお越しください。

日 時 12月8日（木）午後1時～4時（受付時間 午後0時50分～3時30分）

場 所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115
東京司法書士会三多摩支会 TEL 042-527-1919

12月の人権・行政相談

対 象 者 村内在住の方

相談方法 面談による相談

日 時 12月8日（木）午後1時～3時まで

場 所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

12月4日から10日は「人権週間」です

日常生活における悩みごとはありませんか？村では毎月第2木曜日の午後1時から3時まで、人権擁護委員による人権相談を開設しています。お気軽にご利用ください。

なお、相談日には行政相談委員による行政相談も併設しています。

◇夜間人権ホットライン

人権侵害や日常生活の法律問題について、弁護士による法律相談を電話でお受けします。困っていることがありましたらお気軽にご相談ください。個人の秘密は厳守します。

日 時 12月8日（木）午後5時～8時

相談電話 03-6722-0127

相談時間 1人あたり10分程度

費 用 無料

◎ 問い合わせ先 （公財）東京都人権プラザ相談室 TEL 03-6722-0124又は
TEL 03-6722-0125

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案は、依然として数多く発生していることから、これらの女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。

日 時 令和4年11月18日（金）～24日（木）

月、火、木、金曜日 午前8時30分～午後7時

水、土、日曜日 午前10時～午後5時

「女性の人権ホットライン」電話番号 0570-070-810（全国共通）

※上記強化週間以外も、平日午前8時30分～午後5時15分まで相談に応じています。

◎ 問い合わせ先 東京法務局人権擁護部第二課 TEL 0570-011-000（ナビダイヤル）

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

令和4年度分（令和4年7月分から令和5年6月分まで）の免除等の受付は令和4年7月1日から開始しています。

また、申請月の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

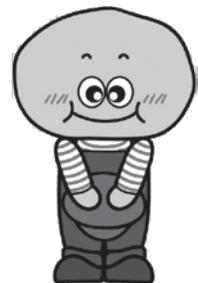
失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、お近くの年金事務所にご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 青梅年金事務所 TEL 0428-30-3410

～今月の納期～ **11月30日（水）**です

- ・ 固定資産税第4期
- ・ 国民健康保険税第5期
- ・ 介護保険料第5期
- ・ 後期高齢者医療保険料第5期

納め忘れのないようにお願いいたします。



マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が「令和4年12月末」まで延長です

マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限が「令和4年12月末」まで延長されました。最大で20,000円分のマイナポイントがもらえるマイナポイント第2弾の申込み期限は令和5年2月末までです。

役場では10月からマイナンバーカード申請に必要な写真撮影を無料で行っています。また、役場に必要書類を持ってカードの申請に来ていただければマイナンバーカードがご自宅に届く申請方法を実施しています。

すでにマイナンバーカードをお持ちの方は、健康保険証としての利用申込みと公金受取口座の登録でそれぞれ7,500円分のマイナポイントがもらえます。

ぜひご利用ください。

マイナンバーカードの
新規取得等
5,000円分

※1、2



健康保険証としての
利用申込み
7,500円分

※3



公金受取口座の
登録
7,500円分

※3

※1 マイナポイントの申込み後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。

※2 マイナンバーカードをすでに取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。

※3 健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。



◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

110

診療所でマイナンバーカードを健康保険証として利用できます

診療所（医科）では、これまでの保険証に加え、保険証利用登録をしたマイナンバーカードを保険証として利用できるようになりました。（受付でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざすだけです。）

利用申込みについては、初回に限り申し込みが必要となります。申し込みを行うには、マイナンバーカードとスマートフォン（マイナンバー読取対応機種）又は、カードリーダー機能を搭載したパソコンが必要となります。お持ちでない場合は、診療所に設置してある顔認証付カードリーダーにより申込できます。

ご不明な点は、診療所まで電話にてお問合せ下さい。



◎ 問い合わせ先 檜原診療所 TEL 042-598-0115

環境・下水道

積雪時の除雪について

積雪時における除雪については、幹線道路である都道を優先的に行っており、村道や生活道（林道や農道を生活の為に利用している道）については、都道の除雪が終了した後に行うこととなります。

都道や村道及び生活道で、除雪のための機械が通れる所については、除雪が出来る機械を所有している業者が、地域を分担して、効率的に除雪を行うようにしておりますが、除雪が行われる時間が前後することや積雪時の量や回数によっては、除雪作業工程が変化することがございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、道路の状況等によっては、村で除雪が出来ない地域もございますので、住民の皆様をお願いしているところですが、除雪を行った際には、自治会ごとのご報告をお願いいたします。

なお、除雪後に散布する融雪剤については、11月下旬より各地区に配布する予定ですので、不足した場合等については、産業環境課建設係までご連絡をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課建設係 内線 124・131

受益者分担金のお支払いはお済みですか？

令和4年度に公共下水道が供用開始された区域の皆様には、今年10月に『受益者分担金納入通知書』を送らせていただいております。

まだ納入手続きがお済みでない方は、お早めに納入してください。納入期限は令和5年3月31日となっております。

また、お心当たりのある方で納入通知書を紛失してしまったなど、ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までお気軽にお電話ください。

環境衛生の向上、秋川の水質保全のため、お早めに公共下水道へ接続するようご協力をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

檜原村役場1階
産業環境課にて
「水切り器」配布中！

水切りの使い方

- ①水切りの切れ目から生ごみの入ったネットをセットします。
- ②上からネットを引っ張るか、下に押し付けて水をしぼります。
- ③可燃ごみ袋に入れて排出してください。



◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123

～クマに気をつけましょう～

今年もクマの目撃情報や死傷事故が全国で発生しています。檜原村では、今年度に入り9月までに9回の目撃情報があり、都内では目撃等の情報は昨年度同時期の1.5倍に増えており、捕獲は6頭にのぼります。

●クマを自宅付近に近づけないためには

- ・夜間にゴミ集積所にゴミを出さないでください。
 - ・収穫予定のない柿や栗などは撤去してください。
 - ・バーベキューで出たゴミや鉄板の管理を徹底しましょう。
- ※近隣では鉄板を舐めていたクマが目撃されています！
→その後、その個体は民家付近に近づくようになりました。



●クマと出会わないためには

- ・自分の存在をクマに知らせるためにラジオや鈴などで音を出しながら行動する。
- ・早朝や夕方に活発に行動するため、この時間の外出は極力避ける。
- ・目撃や出没情報のあったところには近づかない
- ・クマの新しい痕跡（糞・爪あとなど）があった際には十分気をつける

●クマに出会ってしまったら…

- ・まずは落ち着きましょう
- ・子グマのそばには必ず母グマがいます。母グマは特に攻撃的になりやすいので、子グマを見かけた際は要注意！
- ・走って逃げないでください！クマには「逃げるものを追う」習性があるといわれています。背中を見せて逃げると追ってきます。
- ・クマとの距離が離れている場合、近い場合とでは対応方法が異なります。
- ・クマがこちらに気づいていない場合にはゆっくりと立ち去る。
- ・距離が近く、クマが気づいている場合、大声などは出さず、クマを刺激しないように、かつ、クマから目を離さずゆっくりと静かに後退しましょう。
- ・クマとの間に立木などを挟めば突進を防ぐことができます。
- ・クマは視覚があまりよくないため、立ち上がり、臭いで確かめようと行動します。威嚇ではありません。

※クマに攻撃されたときは頭部や首などの急所を守ってください。すばやく地面の窪みや岩陰にうずくまり、両手で頭部や首をガードしましょう。

- ・山野に入る場合はクマスプレーやクマ鈴を携帯することも身を守る一つの方法です。

●村内で、クマを目撃した場合は直ちに役場または警察に連絡をお願いいたします。その際は、「日時」、「場所」、「頭数」、「クマの行動」をお知らせください。

自然に囲まれた檜原村ではさまざまな野生獣が生息しています。クマは国内でも希少な大型哺乳類であり、東京都内では狩猟捕獲が禁止されています。

過度に恐れることはありませんが、クマも村内で生息しているということを忘れずに、遭遇しないために何ができるかを考えることが重要です。

クマによる人身被害を防止するため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

福祉・けんこう

11月の栄養相談

【日時】 11月9日(水) 11月30日(水)
午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター
(けんこう館2階)

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、管理栄養士・保健師がご相談に応じます。

12月の 精神保健巡回相談

【日時】 12月22日(木)
午後1時30分～4時30分

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします(費用無料)。

★ご利用される場合には、予約が必要となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

婦人がん検診(個別検診)のご案内

10月・11月に福祉センター及びやすらぎの里で実施される婦人がん検診(集団検診)を受けられない方や、個別での検診受診を希望される方を対象に、婦人がん検診(個別検診)を実施しています。

実施機関	日の出ヶ丘病院	公立阿伎留医療センター
対象者	婦人がん検診[集団検診]を受診していない方 ※乳がん検診は40歳以上	
検診内容	乳がん検診：マンモグラフィ	子宮頸がん検診：細胞診
日程	令和4年4月19日(火)～ 令和5年2月28日(火)	令和4年11月1日(火)～12月14日(水) 月・火・金曜日
費用	自己負担はありません	
申込方法	日の出ヶ丘病院へお電話で	福祉けんこう課けんこう係まで
*受診日の1週間前までにお申し込みください。	受付期間：令和4年4月4日(月)～ 令和5年2月10日(金)の平日	受付期間：令和4年12月2日(金)まで 土日祝日を除く
	受付時間：午前9時～午後5時	
	TEL 042-588-8666	TEL 042-598-3121

じん臓機能障害者等 通院交通費助成事業について

じん臓又は小腸の機能に障害を有する方が、医療機関において人工透析療法又は中心静脈栄養法もしくは経腸栄養法による医療の給付を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費を支払った場合に、通院交通費の一部を助成しております。当事業に該当する方で申請をされていない方は是非ご利用ください。

詳しくは、担当課へお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係(やすらぎの里内) TEL 042-598-3121

こちら地域包括支援センターです！！

高齢者活動団体等に介護予防の講師やリハビリテーション専門職を派遣します。新型コロナウイルス感染症の感染予防を徹底しながら実施しますので是非お申し込みください。

① 介護予防運動指導者の派遣

効果的な筋力トレーニングのやり方や、食生活の改善や生活習慣病の予防など自宅で取り組める介護予防に関する講義を行います。

② リハビリテーション専門職の派遣

介護予防の取組みを機能強化するため、体操や筋力トレーニングの指導や助言を行います。

※募集期限は設けておりませんが、枠がいっぱいになり次第終了させていただきますのでお申し込みはお早めに。

◎ 申し込み・問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター TEL 042-598-3121

HIV検査を受けてみませんか？

西多摩保健所では東京都の「HIV 検査・相談月間」の時期に合わせて、HIV 検査を実施いたします。その他にも、保健所では常時エイズや性感染症に関する相談に応じています。心配があったら相談と検査を！

検査日時：令和4年12月6日（火）午後2時～4時

結果日時：令和4年12月13日（火）午後2時～4時

結果返却は本人来所が必要なため、両日とも来所可能な方のみ検査を受けられます。証明書等の発行はしません。

場 所：西多摩保健所2F

検査内容：HIV抗体検査、梅毒抗体検査

希望者には性感染症検査（クラミジア感染症・淋菌感染症）も実施

HIV 検査で正確な結果を得るためには、感染機会があってから原則60日以上経過してから受けるようにしてください。

申 込 み：要予約10名まで。匿名・無料。

新型コロナウイルスの流行状況により、中止となる場合がありますので、ご了承ください。

◎ 申し込み・問い合わせ先 西多摩保健所保健対策課
感染症対策担当 TEL 0428-22-6141

11月は児童虐待防止推進月間です！

～「もしかして？」ためらわないで！189（いちはやく）～

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっています。そのため、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。

これらの総合的な対策が地域に根つき、効果的に実施されていくためには、援助関係者を含む各界各層の幅広い国民の理解を深めていくことが不可欠であることから、

11月を「児童虐待防止推進月間」として、児童虐待防止に対する深い関心と理解をいただけるよう取り組んでいます。

○児童虐待とは・・・

【身体的虐待】殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、家の外にしめだす など

【性的虐待】子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

【ネグレクト】乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振るうことなどを放置する など

【心理的虐待】言葉により脅かす、無視する、きょうだい間での差別的な扱いをする、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV） など

○子どもを虐待から守るために・・・

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動を起こすことが大変重要です。

また、ご自身が出産や子育てに悩んだときにも児童相談所や檜原村子ども家庭支援センター窓口にご連絡してください。

匿名で結構です。秘密は守ります。



◎ 連絡先 檜原村子ども家庭支援センター TEL 042-598-3122
立川児童相談所 TEL 042-523-1321
児童相談所全国共通3桁ダイヤル TEL 189（イチハヤク）
※お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。

「避難行動要支援者名簿」 同意書提出のお願い

檜原村では、災害対策基本法及び檜原村地域防災計画に基づき、災害時に自力で避難することが困難な方などを対象とした「避難行動要支援者名簿」を作成し、支援の実施に関わる機関（消防、警察など）に名簿情報の提供を行います。これらの名簿情報は、災害時の避難支援体制の構築を円滑に行うことに活用されます。この名簿に登録するには、要支援者の同意が必要となります。

名簿登録対象者について

次の要件いずれかに該当する方が名簿登録対象者となります。（自宅で生活している方のみ）

- ・要介護1～5の方
- ・身体障害者手帳1級の方
- ・愛の手帳1度の方

※上記以外でも、例えば

- ・概ね75歳以上の方のみの世帯で自力避難に不安がある
- ・医療機器等を使用しているため自力避難に不安がある
- ・その他自力での避難に不安があり支援等の必要がある

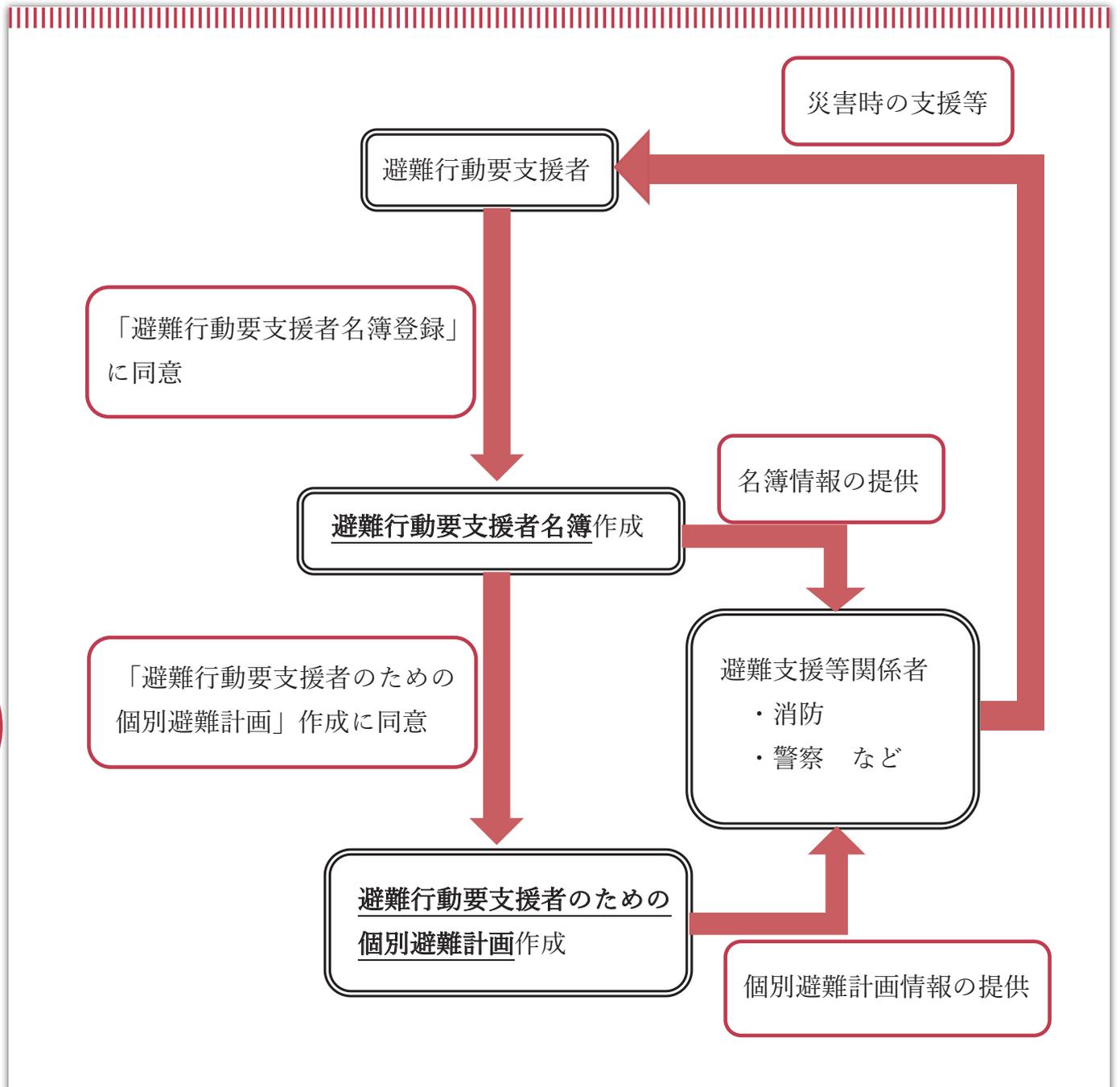
などの方は、希望をすれば名簿への登録が可能です。

名簿登録対象者、対象ではないが登録を希望される方は、「避難行動要支援者名簿登録届出書兼同意書」をお渡ししますので、福祉けんこう課福祉係（Tel. 042-598-3121）までご連絡ください。

「避難行動要支援者名簿登録届出書兼同意書」について

「避難行動要支援者名簿登録届出書兼同意書」には、避難行動要支援者名簿登録と避難行動要支援者のための個別避難計画作成の2つについて同意欄を設けてあります。名簿への登録だけでなく、身体の具体的な状態や内服している薬などを掲載した「避難行動要支援者のための個別避難計画」を作成することで、災害時の迅速な避難支援につながります。

避難の際支援が必要と思われる方は、両方に同意のチェックをお願いいたします。



災害発生時には・・・

地域の避難支援等関係者は、実施可能な範囲で避難誘導や安否確認を行っています。情報提供に同意することで、避難を行う際の支援などを受けられる可能性が高まりますが、災害の規模や被災状況によっては、必ずしも支援を受けられるとは限らないことをご了承ください。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

教育・文化

第31回西多摩地域広域行政圏体育大会

- 1 大会の期日 令和4年11月20日(日)
 総合開会式 令和4年11月17日(木) 総合閉会式 令和4年11月20日(日)
- 2 競技種目・会場・開始時間(15種目)

No	競技種目	開催会場	競技開始時間
1	バレーボール 家庭婦人	福生市熊川地域体育館	午前10時00分
2	剣道 個人戦	福生市立福生第一中学校体育館	午前10時00分
3	バドミントン ダブルス団体戦	福生中央体育館	午前9時30分
4	テニス 男女別団体戦	福生市福生東テニスコート(男子) 福生市武蔵野台テニスコート(女子)	午前9時00分
5	ゲートボール 団体戦・混成可	日の出町スポーツと文化の森・谷戸沢グラウンド	午前10時00分
6	インディアカ【※1】 男女別	福生市熊川地域体育館	午前10時00分
7	卓球【※2】 男女別団体戦	福生市中央体育館	午前10時00分
8	ソフトテニス【※3】 男女別団体戦	福生市武蔵野台テニスコート(男子) 日の出町スポーツパーク・やすらぎとふれあいの丘テニスコート(女子)	午前9時30分
9	ファストピッチソフトボール【※4】 男女別	福生市加美平野球場(男子) 日の出町市民グラウンド(女子)	午前9時00分
10	スローピッチソフトボール 男子	福生市福東球技場	午前9時00分
11	軟式野球【※5】 男子	福生市宮福生野球場	午前9時00分
12	陸上【※6】 ロードレース	福生市多摩川中央公園・多摩川河川敷・かに坂公園	午前10時00分
13	グラウンドゴルフ 団体戦 男女別個人戦	日の出町スポーツと文化の森・谷戸沢グラウンド	午前10時00分
14	サッカー【※7】 男子	福生市S&Dフィールド福生(市営競技場)	午前10時00分
15	スポーツフェスタ【※8】 幼児から高齢者	亜細亜大学日の出キャンパス(雨天体操場)	午前10時00分

※1インディアカは11月13日(日)に行う。※2卓球は11月13日(日)に行う。※3ソフトテニス(男子)は、11月13日(日)に行う。※4ファストピッチソフトボール(男子)は11月13日(日)、大会当日の2日間で行う。※5軟式野球は、11月13日(日)に第1回戦3試合、大会当日に準決勝・決勝を行う。※6陸上競技は11月19日(土)に行う。※7サッカーは、11月6日(日)に第1回戦2試合、11月13日(日)に準決勝、大会当日に3位決定戦・決勝を行う。※8スポーツフェスタは11月19日(土)に行う。会場は状況により、日の出町立小・中学校の体育館に変更する。

◎ 問い合わせ先 ○ 体育大会 福生市スポーツ推進課 Tel 042-552-5511
 ○ スポーツフェスタ 日の出町文化スポーツ課 Tel 042-588-5806

その他

ご寄附ありがとうございました (令和4年度上半期分)

■ふるさと納税制度に伴う寄附金

東京都調布市在住	高橋 純 様	10,000円
滋賀県栗東市在住	梅林 美雪 様	10,000円
東京都葛飾区在住	石塚 岩雄 様	50,000円
東京都渋谷区在住	鈴木 薫 様	5,000円
東京都府中市在住	和田 祥子 様	10,000円
大阪府羽曳野市在住	前田 真一 様	10,000円
東京都板橋区在住	宮崎 誠 様	20,000円
匿名	3名	160,000円
合計	10名	275,000円

■その他の寄附

明治安田生命保険相互会社五日市営業所 様 515,500円

※地元応援募金として

株式会社相馬光学 様 アルコールチェッカー 5台

※職員の安全運転への支援として

株式会社きらぼし銀行 様

※企業版ふるさと納税として



株式会社相馬光学 様

ご寄附頂きました。誠にありがとうございました。

令和4年10月1日付人事異動

氏名	新職名	旧職名	備考
中根 太郎	村民課税務係		新規採用
鈴木 瑠華	福祉けんこう課けんこう係		新規採用

エアゾール缶等の取扱方法は適切ですか？

エアゾール缶とは何か皆さん知っていますか？エアゾール缶とは、殺虫剤や整髪スプレーなどの缶や、カセットコンロに使用されるボンベのことを言います。

取扱方法や間違った処分方法により火災が発生した事例が過去にたくさんあります。

製品の使用上の注意や、各自治体のごみ処分方法を確認しましょう。

また、11月9日から15日まで秋の火災予防運動となります。東京消防庁公式アプリをダウンロードして、「火災予防の情報など知らなかった！」を無くすことができます。正しい知識で火災予防に努めましょう！



必ず守るポイント！！

- ・火の中には絶対に入れないようにしましょう。 →爆発します！
- ・火気を使用している室内での大量使用は止めましょう。 →爆発します！
- ・ファンヒーターや暖房機のそばに置くのは止めましょう。 →爆発します！
- ・電磁調理器上で使用、保管は止めましょう。 →爆発します！
- ・自動車内の窓近くに置かないようにしましょう。 →爆発します！

◎ 問い合わせ先 秋川消防署 TEL 042-595-0119

その他

建築一式工事業

都知事許可(般-1)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2

(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008
日の出町事務所・工場 TEL 597-0984
E-mail:yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

〈広告〉

18歳、19歳にも！

裁判員制度

～まもなく名簿記載通知を発送します！～

☆ 裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に作成します。令和5年名簿の登録者数は、全国で約21万3700人です。

今回から、令和4年9月時点で18歳、19歳の方も裁判員候補者に含まれます！

裁判員制度広報キャラクター
さいニヤン



<名簿記載通知の発送用封筒(サンプル)>

☆ 裁判員候補者名簿記載通知と調査票について

令和5年裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬頃、名簿記載通知と調査票をお送りします。

名簿記載通知は、来年2月頃からの約1年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。

この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためのものです。

お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

辞退の申出ができる時期に制限はありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際に送りする質問票や裁判所で行われる選任手続の際に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員裁判を実施するにあたっては、裁判員候補者の皆さまに安心して参加いただけるよう、各地方裁判所において、「三つの密」を避けるなどの様々な新型コロナウイルス感染症対策を行っています。皆さまの積極的なご参加をお願いします。

裁判員制度の詳しい情報はこちらへどうぞ

裁判員制度ウェブサイト <https://www.saibanin.courts.go.jp/>



その他

<広告>

電気のことなら何でもご相談ください！



電気工事

比べてみれば、
やっぱり
近くの電気屋さん♪



豊富な季節家電



洗剤自動投入
洗濯機



自動洗浄
トイレ

補聴器の
お取扱い



アコス **三十三電気**

五日市店 あきる野市五日市20

☎ (042)596-1326

☎ (042)596-2514

令和5・6年度公立阿伎留医療センター 建設工事等競争入札参加資格審査 申込書の受付について

令和5・6年度建設工事等の入札に参加を希望する方は、下記により競争入札参加資格審査申込書を郵送にて提出してください。

記

- 1 受付期間 令和4年12月5日(月)から12月16日(金)
- 2 郵送場所 公立阿伎留医療センター 事務部 財務課 用度係
- 3 提出書類等 独自様式(当センターホームページ上の様式を印刷し記入のこと。)
※詳しくは <http://www.akiru-med.jp/kigyoudan/keiyaku> をご参照ください。

◎ 問い合わせ先 阿伎留病院企業団財務課用度係 TEL 042-558-0321 内線 2507・2508

都税事務所からのお知らせ

①中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が行う省エネ設備等の取得を支援するため、法人事業税、個人事業税を減免しています。

詳細は、東京都主税局HP「<東京版>環境減税について」をご覧ください。

◎ 問い合わせ先

- | | | | |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|
| ○中小企業者向け省エネ促進税制について | 八王子都税事務所 | TEL 042-644-1111 | |
| 主税局課税部(法人) | TEL 03-5388-2963 | 主税局課税部(個人) | TEL 03-5388-2969 |
| ○地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器について | クール・ネット東京 | TEL 03-5990-5091 | |

②にせ都税メール・電話にご注意ください!

都税事務所を装って、個人情報を取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。不審に感じた場合は即答せずに、下記問合せ先までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 総務部総務課相談広報班 TEL 03-5388-2925

その他

〈広告〉

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-1)第111726号

 ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513
FAX 042-598-0047

一般建築・リフォームのことなら なんでもご相談下さい!!



一般建築・リフォーム
株式会社 光壽建築

東京都知事許可(般1)第123420号

代表取締役 野村 良和

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870
FAX 042-598-1300

檜原村地域おこし協力隊 ひのほらだより

Vol.77



「左から、高橋春香、高野優海、友澤勇紀、齊藤隼人」



小さな公園でもいろんな色の葉っぱが見つかる！

たかはし はるか
高橋 春香（宮ヶ谷戸在住）

先日、自然が好きな子どもをはぐくむ、保育ナチュラリスト養成講座に参加をしました。様々な体験活動を通して【自然の見つけ方・感じ方・接し方】について学びました。講座は、四ツ谷で行われ、都心から檜原村に戻ると、木や葉・草・虫・花など種類が多彩な村の自然に、改めて感動しました。

「見てきれい」だけでなく、「触れて・聴いて・かいで・遊んで」たくさんの方法で自然を感じることができます。今後は、老若男女や村内の方問わず、多くの方に素敵な村の自然を感じてもらえるよう、イベント等を企画していきます！



慎重にうどんを切っている様子

さいとう はやと
齊藤 隼人（上元郷在住）

檜原村観光協会の「森の学校 体験教室（そば・うどん作り）」に参加してきました。講師は、檜原村で長く生活されてきたお母さんたち。檜原村の斜面が多い環境は、稲作が難しいため昔からお米は貴重なものとされてきました。そのため、各家庭でそばやうどんを打つことは日常的だったそうです。

粉に水を加えてこねていく作業は、見た目よりも力を要するものでした。粉を振るうところから始まり、徐々に形になっていくのは達成感があります！体験を通して食文化を学ぶことができました。

自分で作ったうどんの味は格別でした！一度に500g(5人前)食べきってしまったことは内緒ですよ♪

たかの ゆうみ
高野 優海（笛吹在住）

9月の連休に、両親と祖父母が檜原村に遊びにきました！実は私の祖父は、檜原村のお隣、奥多摩出身。久しぶりに西多摩地域を訪れることができ、とっても喜んでいました。祖父母は現在、私の両親と一緒に都会で暮らしていますが、祖父は自然が大好きな人です。「こんなにいいところに住めていいなあ」と、私のことをうらやましがっていました。

都会に出た子供が田舎に帰るのではなく、都会に住む両親や祖父母が、子供が住む田舎を訪れる。そんな逆転現象がちょっと面白いなあなんて思いつつ、また家族が遊びにくる日に備えて、もっと檜原村の魅力や歴史について学び、良い案内ができるようになりたいと思った連休でした。



村の飲食店で昼食を食べる祖父母



初ヒットのヤマメ君です！

ともざわ ゆうき
友澤 勇紀（宮ヶ谷戸在住）

秋への移り変わりの早さに驚きつつ、棚の後ろがカビに侵食されていたことに気が付いてしまった、今日この頃。

檜原へ来てやりたかった事の一つ、渓流釣りデビューをしました！家の目の前の川で挑戦。師匠のご指南のおかげで5尾の釣果！ボウズ覚悟だったので小さくても嬉しいものですね。残念ながら小さすぎる物はリリースしたので、持って帰れたのは小ぶりなヤマメ2尾。

魚体の美しさに魅了されつつ、素揚げで丸ごと美味しくいただきました！

学校だより

いま、檜原中学校では

【 教育目標 ・ 学び考える人 ・ 心の豊かな人 ・ たくましい人 】

3年生 修学旅行 ～古都の知恵 9人でつないで 武者震い～



9月12日(月)～14日(水)、3年生は修学旅行で奈良・京都へ行ってきました。1日目は奈良の薬師寺や興福寺、東大寺などを訪れました。2・3日目は、京扇子の絵付け体験を行ったり、京都の寺社仏閣を訪れたりしました。その中で、総合的な学習の時間に決めた各自の研究テーマに基づいて、実際に目で見て手で触れ耳で聞きながら、日本の文化遺産にふれ、伝統や文化を守ることの大切さを学ぶことができました。この現地調査をもとに檜原村に生かせることを事後学習で考えていきます。

2年生 職場体験

9月14日(水)～16日(金)に2年生は職場体験を行いました。村内の5つの施設・事業所で実際のお仕事を体験させていただきながら、働くことの意義や目的を学びました。ご協力いただいた皆さま、3日間ありがとうございました。



【11月の予定】

11月 7日(月) 芸能鑑賞会
16日(水)～18日(金) 期末試験
26日(土) 学園マラソン大会

28日(月) 振替休業日
29日(火) 学園マラソン大会予備日

○新型コロナウイルス感染予防のため、授業公開は当面の間中止とさせていただきます。御了承ください。

第10回東京ヒルクライムHINOHARA ステージ大会開催の御礼について

10月2日(日)に開催いたしました標記大会につきまして、村民の皆様をはじめ、各関係諸団体の皆様のご協力をいただき、実施できたことに深く感謝申し上げます。

第10回東京ヒルクライムHINOHARAステージ大会は、今回より払沢の滝バス停付近をスタートし、檜原都民の森をゴールとして21kmのコースで実施いたしました。参加応募者355名、うち当日参加者が311名、完走者308名でした。結果は以下のとおりです。

檜原村の熱い声援が通過する選手の励みになったことと思います。みなさまのご協力に感謝申し上げます。



第10回となりました今大会は、柏木野地区の田代光男さんが第1回大会から出場をいただき、今大会で連続10回出場となりました。『今回はトラブルに遭遇しましたが、沿道からの声援をいただき無事ゴール出来ました。ありがとうございました。(本人談)』10回連続の出場おめでとうございます。

第10回東京ヒルクライムHINOHARAステージ大会結果表 一般成人男子の部

順位	氏名	都道府県名	タイム
1	桂 正吾	東京都	45分09秒360
2	宮城 翔秀	埼玉県	45分09秒420
3	倉垣 龍星	東京都	45分25秒

一般成人女子の部

順位	氏名	都道府県名	タイム
1	程 瑤楓	埼玉県	49分39秒
2	鈴木友佳子	東京都	51分12秒
3	榎本美帆	東京都	52分03秒

檜原卒の部

順位	氏名	所属等	タイム
1	野口 剛	下元郷	54分45秒
2	長谷川尚大	秋川消防署 檜原出張所	1時間02分04秒
3	小沼楓果	下元郷	1時間13分09秒
4	田代光男	柏木野	1時間24分44秒

！コロナ対策へのご協力をお願いします！

「マスクの着用」「3密の回避」「手洗い・消毒」などの基本的な感染症対策を徹底しましょう。

本誌に掲載されております各種事業等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後延期・中止となることがありますので、ご承知おきください。

休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住所	電話	日(曜日)	医療機関名	住所	電話
11月3日(木・祝)	樋口クリニック	あきる野市 秋川3-7-5	042-559-8122	20日(日)	あべクリニック	あきる野市 瀬戸岡4-74-6	042-558-7730
6日(日)	まつむらこどもクリニック	あきる野市 引田225丸徳ビル101	042-559-3322	23日(水・祝)	草花クリニック	あきる野市 草花2-724	042-558-7127
13日(日)	あきる野の杜きずなクリニック	あきる野市 五日市149-1	042-596-6736	27日(日)	清水耳鼻咽喉科	あきる野市 五日市1039-1	042-596-6311

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

* 午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診の際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 042-521-2323 携帯電話・PHSは#7119
秋川消防署 TEL 042-595-0119
東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

世帯と人口 (10月1日現在)

()内は前月比
世帯数 1,137 世帯 (7世帯増) 人口 2,049 人 (12人増)
男 1,020 人 (3人増) 女 1,029 人 (9人増)

防災行政無線メッセージサービス TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

～今月の表紙～ 「第10回東京ヒルクライムHINOHARAステージ大会開催」

10月2日(日)に、第10回大会が開催されました。3年ぶりとなる本大会は天候にも恵まれ、308人が無事に完走いたしました。

大会当日、村民の皆様には、早朝よりご迷惑をおかけいたしました、ご協力いただきありがとうございました。